

R7長農振第000750号
令和7年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	宮部町 (宮部町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は圃場面積が広大であることから、3地区の農業組合を要する形態にある。そのことから認定農業者が多数(全体で約30名)になっており分散錯闊の様態にあると言える。令和5年度では耕作放棄の意向がある面積が 4.6ha あり、早期に耕作利用者の確保が必要と言える。

(2) 地域における農業の将来の在り方

①担い手に集積・集約化する ②担い手の分散錯闊を解消する ③耕作放棄地を解消する を取り組み事項とする。
今後も継続して水稻と大麦の二毛作を行う

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の中心となる経営体への集積を進め、農地の連坦化をはかり、作業の効率化を行う

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は原則、中間管理機構を通じた活用とする。リタイア、経営転換の場合についても、農地中間管理機構を活用とする。担い手の分散錯闘を解消するため、利用権設定の農地利用調整を農地中間管理機構を通じて活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取組予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今のところ予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】